

(1) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画における基盤整備について

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスを提供する事業所が開設された。

目標量と実績

種別	サービスの内容	目標量	実績
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度の要介護者の在宅生活を支えるため、日中と夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または訪問看護事業所と密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行うサービス。	1事業所	1事業所 茶畑町 R4. 8. 1 開設
小規模多機能型居宅介護	サービス施設への「通い」を中心に、利用者の選択に応じて、居宅への「訪問」や「泊り」を組み合わせ、介護、家事、相談、機能訓練など多機能なサービスを提供。	1事業所	無し
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症のある要介護者に、共同生活住居において介護、日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。	1事業所	無し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：

令和4年度に第8期計画目標どおり、第3日常生活圏域（西部）に開設された。

小規模多機能型居宅介護・グループホーム：

令和5年度に公募を行ったが、参入する事業者が無かった。

第9期介護保険事業計画においても、地域は定めていないが1事業所整備を目標としていることから、前回、参入者がいなかった要因を把握し、公募作業に向けて準備していく予定。

（２）運営指導について（令和５年度分）

概要 銚子市が指定する地域密着型サービス事業者等の質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険法第２３条外に基づき、自主点検表を活用した書面検査及び実地検査を行った。

実施件数 下表のとおり

実施期間 令和５年９月２７日から令和６年２月２７日

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	３事業所
・小規模多機能ホーム	３事業所
・地域密着型通所介護	３事業所
・居宅介護支援事業所	３事業所

過誤調整を要した例

- ・カンファレンスの参加者要件を満たしていない例があった
- ・加算を得るための情報連携の確認が取れていない例があった

主な指導事項

- ・業務継続計画や感染症の検討委員会開催等、令和６年３月３１日までの経過措置とされていたものの期日までの整備
- ・契約書・重要事項説明書等の記載内容の誤り
- ・指定の決定通知の見やすい場所への掲示や勤務体制一覧表の掲示及び自由に閲覧できる場所への備え付けなど

（３）給付適正化事業について（令和５年度分）

概要 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組強化と併せ、介護給付の適正化に努めることにより、市民の負担となる介護保険料の増大を抑制し、適切な介護サービスの提供と適正な利用を推進することを目的とし、次の事業を柱とする取組を行った。

主 な 取 組	事業内容	目標	実績	評価
要介護認定の適正化				
	指定居宅介護支援事業者、施設、または介護支援専門員が実施した認定調査の内容について、市職員が訪問または書面等の審査により全件点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。	100%	100%	達成
	すべての認定調査内容の書面審査を行い、要介護認定調査の適正化に努めている。			

ケアプランの点検			
介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出または訪問調査等により、市職員等の第三者がその内容等の点検及び支援を行い、個々の利用者が真に必要なとするサービスの確保に努める。	5 件	2 件	着手
基幹型地域包括支援センターの有資格者のアドバイスを受け、実施計画を策定し実施することができたが、実施数を増やすまでには至っていない。 第9期計画においては、効果的に実施できるように、専門職と行政職の役割分担をし、実施していきたい。			
住宅改修などの点検			
居宅介護住宅改修費の申請及び完了時に、書面、写真による実態の確認、適正な工事内容であるかの審査を行う。必要に応じ、施工前又は施工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。 福祉用具利用者に対しても、必要により訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。	実地点検 5 件	実地点検 4 件	概ね 達成
事前審査に関し、適正な効果が得られるかどうかの確認を行った。 現在、福祉住環境コーディネーター2級を取得している職員が不在のため、点検を実施するための職員のスキルアップが課題である。			
医療情報との突合・縦覧点検			
後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。 受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。	12 回/年	12 回/年	達成
国保連からの給付情報を活用し、点検を行い、必要に応じて医療機関や介護事業所への照会を行った。			
介護給付費通知			
利用者本人、または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知し、適切なサービス利用の普及啓発を行う。	1 回/年	1 回/年	達成
受給者1人あたりの給付費が増加している現況・適正な利用を推進する内容と併せ、介護予防・重度化防止に資するためのチラシ作成に、見易さ、分かりやすさを工夫・検討し送付した。			